

# 小川町介護保険 住宅改修の手引き

介護事業者向け

小川町長生き支援課

介護保険担当

令和3年12月作成

『目 次』

1 はじめに 留意事項について	2
2 住宅改修費支給制度について	3~4
3 住宅改修費の支給限度基準額について	5~6
4 住宅改修費支給方法	7
5 住宅改修の種類	8~10
6 住宅改修手続きの流れ	10~12
7 事前申請提出書類作成時における注意事項	12~14
8 事後申請提出書類作成時における注意事項	14~15
9 介護保険住宅改修給付適正化事業について 住宅改修に関する理由書を作成する業務に関する手数料支払いについて	16
10 住宅改修に関するQ&A	17~22

## 《はじめに》

この手引きは、介護保険制度における住宅改修が適正かつ効果的に行われ、住宅改修費の支給を円滑に行うことを目的として作成したものです。介護保険住宅改修の概要、対象工事、支給手続及び注意点等を取りまとめていますので、住宅改修等を行う際は、本手引きに記載されている内容を遵守いただき、手續等を進めてください。

なお、必要に応じて町から追加書類の提出等を求める場合があります。求めに応じられない場合、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費をお支払いできないこともありますので、ご注意ください。

住宅改修費の支給決定を円滑に行えるよう、ご理解とご協力を願いします。

## 《留意事項》

### ○住宅改修費の支給は公費による給付です。

住宅改修費の支給は、40歳以上の方から納付していただく介護保険料や国・県・町の負担金を財源とした公費による保険給付です。そのため、通常の住宅改修とは異なり、その給付を受けるためには保険者が定めたルールに従う必要があります。ルールに従わない場合、住宅改修費の支給が遅れるだけでなく、被保険者が支給を受けられることにもつながります。制度を熟知し、被保険者が不利益を被ることのないようにしてください。

### ○被保険者にとって本当に必要な改修工事であることを最優先にしてください。

住宅改修等は、一般的なリフォームとは異なった配慮が必要です。被保険者の要望だけを聞くのではなく、身体の状況や家屋状況に応じた専門的見地から見出した真のニーズに基づき、適切かつ将来を見据えた改修を行ってください。

施工業者側の都合で、本来、必要のない箇所について改修工事を行うことは被保険者が将来において住宅改修工事を受ける機会を奪うことにつながりますので、絶対に行わないようにしてください。

### ○ケアマネジャー・地域包括支援センター職員の役割

住宅改修を利用する場合は「住宅改修が必要な理由書」（以下「理由書」という。）の提出が必要となります。被保険者から住宅改修の希望があった場合には、本人の身体の状況・介護の状況等を踏まえ、住宅改修の必要性を記載した理由書を作成してください。

理由書はケアマネジャー等以外に福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する方も作成できるため、担当ケアマネジャーがいる場合であっても、住宅改修工事を請け負う事業者内の有資格者が理由書を作成しても差し支えありません。その場合には、住宅改修工事について双方で十分な連絡調整を図り、福祉住環境コーディネーター2級以上の有資格者が作成した理由書とケアプランとの整合性等の確認をお願いします。

また、業者の選定にあたっては、複数の業者から見積りを取るよう被保険者に説明します。

自立支援に即した質の高い住宅改修を実現するため、制度内容をよく理解した上で中立的な立場から本人・家族等に制度を説明してください。

## 【住宅改修費支給制度について】

要介護（要支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

支給を受けるためには、改修前（事前申請）と改修後（事後申請）にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。

### 【支給要件】※（1）～（5）の全てに該当すること

- (1) 要介護（要支援）認定を受けていること。※1
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所で、現に居住する住宅について住宅改修が行われること。※2
- (3) 本人が在宅であること。※3
- (4) 被保険者の心身や住宅の状況等に照らして必要な改修であり、工事の内容が介護保険制度の給付対象であること。※4
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請をして、小川町から「小川町介護保険住宅改修費承認決定通知書」が交付され、申請内容が『承認』されていること。※5

### 《注意点》

#### ※1 介護認定申請中、区分変更申請中の方について

介護認定申請中や区分変更申請中の方であっても事前申請は可能ですが、事後申請は認定結果が出てからとなります。認定結果が非該当だった場合は支給を受けることができませんので全額自己負担になります。

#### ※2 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象なりません。

#### ※3 入院中や施設入所中の方について

住宅改修は在宅の方が対象となります。入院中や施設入所中の方であっても、退院・退所予定が確定かつ退院・退所までに状態変化が見込まれない場合で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は事前申請することができます。事後申請は、退院・退所後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）また、退院・退所できなくなった場合は、支給を受けることができませんので、全額自己負担となります。

#### ※4－1 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築時の住宅改修は対象になりません。新築の場合は、竣工時以降の住宅改修のみ対象になります。また、増築や老朽化、器具の故障等の場合は、支給対象となりません。

#### ※4－2 ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに申請を行うことになります。ただし、世帯内の複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

#### ※5 決定通知書について

通知書（申請内容が『承認』されている場合のみ）到達後の着工をお願いいたします。なお、条件が付されている場合がありますので、利用者は通知の内容を施工業者にお伝えいただくと同時に、施工業者も利用者に送付された書類の確認をお願いします。

事前申請を提出せずに工事を着工した場合には、住宅改修に係る介護保険の給付が不支給となりますのでご注意ください。

## 【住宅改修費の支給限度基準額について】

支給限度基準額は要介護等状態区分（要支援・要介護）に関わらず一律20万円

（内訳：1割の方⇒介護保険給付上限額18万円、自己負担額2万円

2割の方⇒上限額16万円、自己負担額4万円

3割の方⇒上限額14万円、自己負担額6万円 が上限です。

20万円の範囲内であれば何回かに分けて利用できます。

2回目以降の支給限度基準額は、20万円から前回の改修費用を引いた残額となります。

※ 介護保険料の未納により給付額減額となっている場合は、保険給付率が3割または4割になる場合があります。負担割合を確認する際には、介護保険負担割合証と併せて介護保険被保険者証の記載を確認してください。

※ 過去に住宅改修費が支給されていて、残額が不明な場合は、被保険者本人又は家族、担当のケアマネジャー、施工業者から長生き支援課介護保険担当にお問い合わせください。

また、以下の場合については再度申請上限額20万円の利用ができます。

### ① 3段階リセット

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。ただし、着工日の要介護等状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。その後、要介護等状態区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用はされません。

※「3段階リセット」は、同一の被保険者に対して1回しか適用されません。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1 (第1段階)	要介護3 (第4段階)・要介護4 (第5段階)・要介護5 (第6段階)
要支援2・要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階)・要介護5 (第6段階)
要介護2 (第3段階)	要介護5 (第6段階)

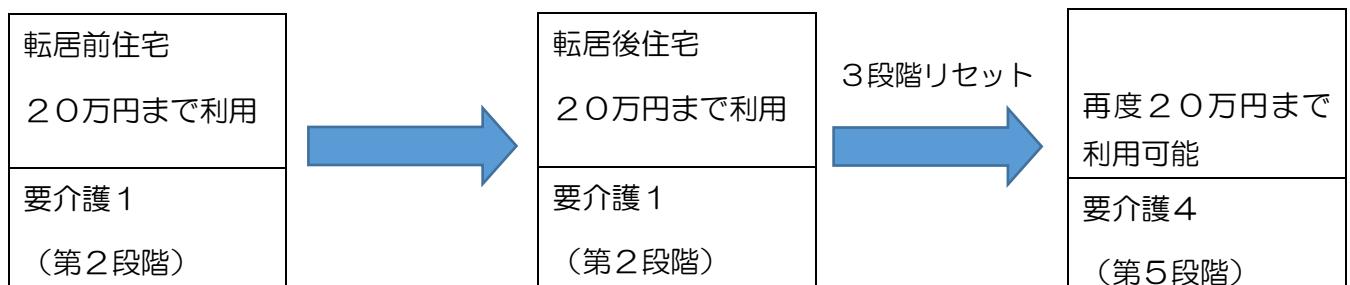
#### 《注意点》

「3段階リセット」が適用された場合は、以前の住宅改修で支給限度基準額の残額があっても、リセット後の支給限度基準額は20万円のみとなります。

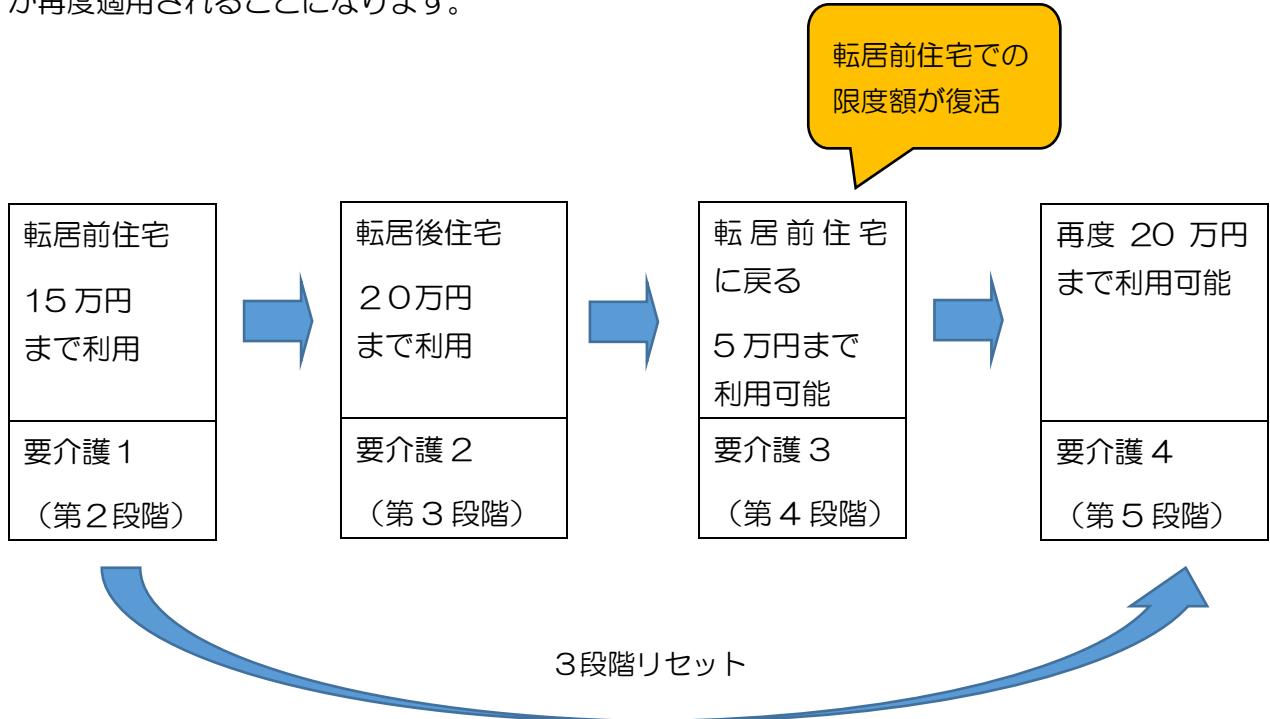
（例：要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、要介護1時点の支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となります。）

## ②転居によるリセット

町内転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用していても、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットも転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分が基準となります。



ただし、町内転居後、再度転居前の住宅に戻った場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとなります。3段階リセットの基準となる要介護等状態区分も、転居前のものが再度適用されることになります。



## 【住宅改修費支給方法】

住宅改修費の支給方法は、①「償還払い」②「受領委任払い」の2種類となっています。

### ① 「償還払い」方式

被保険者は、一旦住宅改修費用全額を住宅改修施工業者に支払い、領収書を添付して事後申請することで、住宅改修の給付対象部分の9割、8割または7割の金額が後日小川町から被保険者に給付されます。

### ② 「受領委任払い」方式

被保険者は、自己負担割合に応じた分（1割又は2割もしくは3割）の金額のみを住宅改修施工業者に支払い、残りの9割又は8割もしくは7割については小川町から受領委任払い登録をしている住宅改修施工業者に支払います。

※ 受領委任払いとは、給付対象者である被保険者が、住宅改修費の受領に関する権限を、住宅改修施工業者に委任することにより、住宅改修施工業者が、被保険者に代わり住宅改修費を受領できるようになる制度です。

※ 次の場合は受領委任払い方式による申請はできませんので償還払い方式の申請になります。

- ① 要介護新規認定申請中もしくは区分変更申請中で、認定結果が出ていない間に工事着工し、代金の領収まで行う場合
- ② 被保険者が病院等に入院中・入所中の間に工事着工し、代金の領収まで行う場合
- ③ 介護保険料の滞納があり、給付制限を受けている場合

## 【住宅改修の種類】

### (1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒防止、移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。手すりを取り付けるための壁の下地補強も対象になります。

ただし、取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは福祉用具貸与の対象となります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 居室内の手すり（居間・便所・浴室・玄関・階段等）	×集合住宅の共用部分の手すり
○ 敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等）	×敷地外の手すり
○ 既存手すりの撤去（身体状況の変化等による付け替え・移設の場合）	×既存手すりが老朽化及び破損したことによる付け替え
○ 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合）	

### (2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するために、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等を目的とする工事です。浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事も対象になります。

ただし、取付け工事で固定しないスロープは福祉用具貸与、浴室内すのこは福祉用具購入費の対象となります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 各居室の敷居を低く（撤去）する工事	×スロープ・踏み台を固定せずに置くだけの工事
○ スロープ・踏み台を固定設置する工事	×昇降機・リフト・段差解消機等動力を設置する工事
○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事	
○ 居室・廊下の段差をなくす工事	
○ 傾斜の解消	

### (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を目的とする工事です。

床材の変更のための下地補強や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤整理も対象になります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 畳からフローリング・ビニル系床材等への変更	×老朽化や経年劣化による床材の張替え
○ 浴室の滑りやすい床材から滑りにくい床材へ変更	×滑り止めマットを置くだけの工事
○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更	
○ 階段の滑り止め（固定されているもの）	

#### (4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替え工事のほか、ドアノブへの変更、戸車の設置、扉の撤去をする工事です。

また、扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事も対象です。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 開き戸を引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え	×扉の取替にあわせて自動ドアにした場合の動力部分の費用相当
○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え	×扉の拡大を伴わない間口の拡大
○ 扉の位置・ドアノブ・戸車・レール・吊元の変更	
○ 扉の撤去（室内移動に車いすを利用する方の移動を容易にする場合等）	

#### (5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。腰掛便器の設置は福祉用具購入費の対象となります。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合、これらの機能等の追加は含まれません。

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

非水洗和式便器から、水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や、天井などの工事は対象外となります。

保険給付の対象工事	対象外工事
○ 和式便器から洋式便器への取替え	×洋式便器から洋式便器への取替え
○ 便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事	×既存の和式便器はそのまで、新規に洋式便器を設置
○ 洋式便器の向きを変える工事	×既存の和式便器を壊し、別の場所に洋式便器を設置 ×電気工事

## (6) 住宅改修の付帯として必要となる住宅改修（例）

- ① 手すりの取付け  
手すりの取付けのための壁の下地補強
- ② 段差の解消  
浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床または通路面の材料の変更  
床材の変更のための下地補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替え  
扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替え  
便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えの伴う床材の変更

## 【住宅改修手続きの流れ】

### 1 相談・施工業者の選定

要介護（要支援）認定を受け、住宅改修のサービスを希望する被保険者は、担当のケアマネジャーに相談し、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

また、施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積り、図面、改修予定箇所の写真等の関係書類を依頼します。なお、住宅改修工事は施工業者により金額に差異がありますので、3社程度見積りすることをお勧めいたします。



※ 担当のケアマネージャーがない場合については、地域包括支援センターまたは施工業者へご相談ください。

### 2 事前申請 ※ 支給要件の確認、工事の必要性、書類の不備等を確認します。

次の書類を小川町に提出し、事前申請を行います。

- ① 小川町介護保険住宅改修費事前承認申請書（受領委任払い用）  
介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給に関する事前提出書（償還払い用）
- ② 小川町介護保険住宅改修受領に関する委任状及び同意書（受領委任払いの場合）
- ③ 住宅改修が必要な理由書（担当のケアマネジヤーや地域包括支援センター職員もしくは福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する方が作成できます。）
- ④ 住宅改修に要する費用の総額を記載した見積書（被保険者名義。施工業者が作成します）
- ⑤ 住宅改修部分の平面図、改修場所の改修前の日付入り写真及び改修の内容が分かる書類  
(どのように改修が行われるかを図等で明らかにしたもの)
- ⑥ 住宅所有者の承諾書（住宅所有者が被保険者本人や家族以外の場合。）



※ 書類の提出はケアマネジヤーや施工業者に依頼してもかまいません。

### 3 事前申請の承認

申請書類の審査後、小川町から利用者宛へ「小川町介護保険住宅改修費承認・不承認決定通知書」（償還払いの場合は「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給に係る事前提出書の確認通知について」）を郵送にてお送りします。

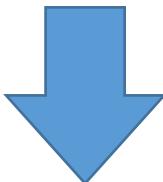
決定通知書で申請内容が承認された場合には、施工業者へご連絡をお願いいたします。



- ※ 小川町からの事前申請承認決定後に、工事内容・金額・施工業者等の変更、工事を取りやめる場合には、工事を一時中断し、速やかに長生き支援課介護保険担当へご連絡ください。
- ※ 工事内容に変更があったことが事後申請時に判明した場合は、原則、給付対象外となりますのでご注意ください。

### 4 工事の着工・完了、工事費用の支払い

住宅改修工事の実施後、施工業者へ代金を支払い、領収証を受け取ります。

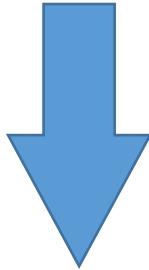


- ※ 償還払いの場合は、住宅改修に要した費用の全額をお支払いください。
- ※ 受領委任払いの場合は、住宅改修に要した費用のうち、負担割合に応じた費用をお支払いください。

### 5 工事完了後の事後申請

次の書類を提出し、事後申請を行います。

- 〈償還払い〉
- ① 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
  - ② 領収証の原本 ※1
  - ③ 工事費内訳書
  - ④ 住宅改修の完了後の状態確認できる書類等  
(改修箇所ごとに改修前の写真と同じ構成で撮影した改修後の日付入り写真)
- 〈受領委任払い〉
- ① 小川町介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）
  - ② 領収証の原本※1（被保険者名義 利用者負担額を明記）
  - ③ 請求書※2（小川町長宛て 保険請求金額及び利用者の氏名が分かるもの）
  - ④ 工事費内訳書
  - ⑤ 住宅改修の完了後の状態確認できる書類等  
(改修箇所ごとに改修前の写真と同じ構成で撮影した改修後の日付入り写真)



- ※1 領収証の原本の返却をご希望される場合は、コピーと一緒にご提出ください。原本確認後、「住宅改修費申請済」印を押印後、返却いたします。(コピーのみの提出は不可。)
- ※2 受領委任払いの権利は、負担割合に応じた金額の受領によって発生するため、請求書の日付は領収日以降(原則提出日)での作成をお願いいたします。  
なお、請求書以外の書類に不備があり、書類の再提出が必要になった場合、あわせて請求書も再発行していただき、請求日は再提出日でお願いいたします。

## 6 支給

住宅改修費の給付を行います。原則、着工日から2か月後の月末にお振り込み予定です。

〈償還払い〉 支給申請書に指定された金融機関口座へ振り込みをします。

〈受領委任払い〉 予め指定された施工業者の金融機関口座へ振り込みをします。

### 【事前申請提出書類及び作成時における注意事項】

#### ① 小川町介護保険住宅改修費事前承認申請書

##### 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給に関する事前提出書（償還払い用）

- ・介護保険被保険者証を確認し、被保険者氏名、被保険者番号、生年月日、住所は、誤りなく記入してください。
- ・着工予定日と完成予定日を必ず記入してください。
- ・申請者は被保険者本人です。
- ・介護保険に係る住宅改修見積費用を記入してください。

#### ② 小川町介護保険住宅改修費受領に関する委任状及び同意書（受領委任払いの場合）

- ・被保険者が「受領委任払い」を選択できるのは、小川町に「受領委任払い業者」として登録をしている事業者が行った住宅改修工事のみとなります。  
登録を希望される事業者は長生き支援課介護保険担当までご連絡ください。

#### ③ 住宅改修が必要な理由書

- ・利用者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況を鑑み、改修の必要性を判断するまでの重要な資料となりますので、出来るだけ具体的に、利用者の現状（困っていること、改善したいこと）や改修内容（改修の目的、効果、改善されること）を記入してください。
- ・適切なアセスメントを行い、改修箇所を適切に判断してください。
- ・理由書の作成者は原則、担当しているケアマネジャー及び地域包括支援センターの担当職員、もしくは福祉住環境コーディネーター2級以上（当該業務に従事した期間が通算5年以上、かつ從

事した日数 900 日以上) の資格を有する方になります。福祉住環境コーディネーター2級以上の資格にて理由書を作成する場合は、「実務経験証明書」の提出をお願いいたします。

- 担当のケアマネジャー以外の方が作成する場合は、担当のケアマネジャーと十分連絡調整をしてください。

#### ④ 住宅改修に要する費用の総額を記載した見積書

- 改修の種類、改修場所、改修部分ごとに工事内容を明記し、材料費と施工費、諸経費（部材の名称や商品名、規格、寸法等）を適切に区分し、記入してください。
- 1つ1つの工事に対し、番号を付け、平面図、写真と一致させてください。
- 工事内容に介護保険支給対象外の内容が含まれている場合、保険給付の対象部分がわかるようにしてください。
- 解体費や材料費、施工費に区分することが困難な場合、対象部分の面積等の按分根拠を明記してください。
- 段差解消に伴う浴槽の取替等でユニットバスを設置する場合には、対象部分（扉、浴槽、床など）の介護給付に係る金額を按分して記載してください。
- 被保険者本人の氏名を記入し、見積書作成日及び施工業者の社判を押印してください。

※ 見積書に有効期限がある場合は、完成予定日まで有効な見積書を提出してください。

#### ⑤ 住宅改修部分の平面図、改修場所の改修前の日付入り写真及び改修の内容が分かる書類

- 1つ1つの工事に対し、番号を付け、見積書と一致させてください。
  - 改修前の現状について、改修箇所ごとの写真を撮影してください。
  - 改修箇所の全体を写すことが難しい場合は、複数枚に分けて撮影するなど、全体が分かるようにしてください。
- ※ 写真は出来るだけ明るく撮影してください。また改修箇所が分かりやすいように撮影してください。拡大しすぎて画像が荒くならないように注意してください。
- 写真内に撮影日を必ず入れてください。
- ※ カメラに日付機能がない場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所に置いて撮影してください。写真に直接書き込んでいる場合やパソコンで加工した場合は認められません。
- 手すりの取付け位置（床から〇cm、便器先から〇cm等）や長さ、その他の工事に関しても、施工範囲が特定できるようにしてください。手すりの取付けが段差を原因とする場合には、取付け位置にある段差の写真も添付してください。また、どの程度の段差か分かるようにメジャーを当てるなど、数値が分かるようにしてください。
  - 段差解消の場合、改修前の段差が確認できるようにメジャーを当てるなど、数値がわかるようにしてください。
- ※ メジャーの写真が小さすぎて数値が分かりにくい写真が多く見受けられます。拡大するなど適切に対応をお願いいたします。

#### ⑥ 住宅所有者の承諾書（被保険者と住宅の所有者が異なる場合）

- 事前申請の際に必ず提出してください。

## 住宅改修申請書類について

- 申請書類等は、長生き支援課窓口または小川町役場ホームページからダウンロードできます。  
小川町役場ホームページ <https://www.town.ogawa.saitama.jp/>  
ホーム▶くらしの情報▶医療・健康・福祉▶介護保険▶居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

## 【事後申請提出書類及び作成時における注意事項】

### 〈償還払い〉

#### ① 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

#### ② 領収証の原本

- 領収証の金額が、見積金額と同額であること。
- 介護保険対象外工事が含まれる場合、総額及び介護保険対象工事金額が明記されていること。
- 領収年月日が記載してあること。
- 施工業者の押印があること。
- 宛先が被保険者本人の氏名であること。
- 領収金額が一定額（5万円+消費税相当額）以上の場合、収入印紙が貼付されていること。

#### ③ 工事費内訳書

- 原則、事前申請で提出した見積書と内容が同じになります。
- ※ 事前申請時の見積金額及び工事内容に承認をしているため、工事の変更等は認められません。
- ※ なお、やむをえず部材が変更になる等、減額になる場合は減額になった理由を明記し、提出してください。一方、改修費用の増額は認められません。
- 工事が終了し金額が確定しているため、「見積書」ではなく「内訳書」となります。

#### ④ 住宅改修の完了後の状態確認できる書類等

- 改修部分ごとに、事前の写真と事後の写真を横に並べ、改修工事の内容が明確になるようにしてください。
- 写真内に撮影日を必ず入れてください。
- ※ カメラに日付機能がない場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所に置いて撮影してください。写真に直接書き込んでいる場合やパソコンで加工した場合は認められません。
- 事前の写真は、事前申請に添付した写真をそのまま使ってください。
- 手すりは、取り付けた手すりが全て映るように撮影してください。
- 段差解消工事の場合、改修後の段差の有無が明確に分かるようメジャーをあてるなど数値が分かるようにしてください。フラットになり、メジャーがあてられない場合は、段差解消部分に黒板等を置き段差がなくなったことが写真で分かるようにしてください。
- 踏み台等を設置した場合には、踏み台がビス等で確実に固定されているか分かる写真を添付してください。表面から分からぬ固定方法によるときは、工事途中の写真も添付してください。
- ユニットバス工事の場合、改修前後が著しく変わってしまう為、工事途中の写真が必要です。

## 〈受領委任払い〉

### ① 小川町介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）

#### ② 領収証原本

- ・ 領収証の金額は、自己負担割合に応じた金額であること。
- ・ 介護保険対象外の工事があった場合、対象内と対象外が明確に分かること。
- ・ 領収年月日が記載してあること。
- ・ 施工業者の押印があること。
- ・ 宛先が被保険者本人の氏名があること。
- ・ 領収金額が一定額（5万円+消費税相当額）以上の場合、収入印紙が貼付されていること。

#### ③ 請求書

- ・ 宛先が小川町長になっていること。
- ・ 請求年月日が記入してあること。
- ・ 事業者の請求印が押印してあること。
- ・ 請求年月日が事後申請書提出日になっていること。

#### ④ 工事費内訳書

- ・ 原則、事前申請で提出した見積書と同じ内容になります。
- ※ 事前申請時の見積金額及び工事内容に承認をしているため、工事の変更等は認められません。
- ※ なお、やむをえず部材が変更になる等、減額になる場合は減額になった理由を明記し、提出してください。一方、改修費用の増額は認められません。
- ・ 工事が終了し金額が確定しているため、「見積書」ではなく「内訳書」となります。

#### ⑤ 住宅改修の完了後の状態確認できる書類等

- ・ 改修部分ごとに、事前の写真と事後の写真を横に並べ、改修工事の内容が明確になるようにしてください。
- ・ 写真内に撮影日を必ず入れてください。
- ※ カメラに日付機能がない場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所に置いて撮影してください。写真に直接書き込んでいる場合やパソコンで加工した場合は認められません。
- ・ 事前の写真は、事前申請に添付した写真を使ってください。
- ・ 手すりは、取り付けた手すりが全て映るように撮影してください。
- ・ 段差解消工事の場合、改修後の段差の有無が明確に分かるようメジャーをあてるなど数値が分かるようにしてください。フラットになり、メジャーがあてられない場合は、段差解消部分に黒板等を置き段差がなくなったことが写真で分かるようにしてください。
- ・ 踏み台等を設置した場合には、踏み台がビス等で確実に固定されているか分かる写真を添付してください。表面から分からない固定方法によるときは、工事途中の写真も添付してください。
- ・ ユニットバス工事の場合は、改修前後が明らかに変わってしまう為、工事途中の写真が必要です。

## 【介護保険住宅改修給付適正化事業について】

### 1 概要

住宅改修の目的に沿った改修になるよう、また介護保険住宅改修費の支給の適正化を図るために、すべての住宅改修の申請について、町の職員が書類による審査、確認を行っておりますが、その際必要に応じて、「現地確認のための訪問調査（施工前点検）」を行います。

### 2 調査対象要件

- ・ 改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくい等の工事内容の場合
- ・ その他、調査が必要であると考えられる工事内容の場合

### 3 調査内容

2 の調査対象要件に該当し、かつ居住状況やご利用者の身体状況等を直接確認する必要があると考えられる場合、ご利用者の自宅を訪問して現地での確認を行います。

この場合は、必ず事前に利用者の方へご連絡した上で訪問調査を行います。

### 4 協力依頼について

訪問調査を実施するにあたり、担当のケアマネジャー、住宅改修が必要な理由書作成者、工事の施工事業者の方に立ち会いをお願いすることがございます。その際は、日程調整等を含め、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、調査を行うことで、事前申請及び事後申請があってから工事着工の可否の判断や給付費の支給までに、調査期間がかかることがあります、保険給付の適正化のために必要な取り組みですのでご理解ください。調査は速やかに実施するように努めますが、特に事前申請につきましては、工事着工予定日までに余裕をもってご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

## 【住宅改修に関する理由書を作成する業務に関する手数料支払いについて】

住宅改修費支給申請の際に提出する「住宅改修が必要な理由書」は、居宅介護支援（介護予防）の一環として、担当する介護支援専門員や地域包括支援センター職員が作成することとされています。しかし、介護保険サービスのうち住宅改修のみを利用する被保険者には、居宅介護（介護予防）支援が行われないため、理由書の作成者の確保が困難な場合があります。

そのため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、介護支援専門員等が、介護保険制度の住宅改修に関する相談・助言及び住宅改修費の支給の申請に係る「理由書」を作成した場合に対する助成があります。

支給要件等詳細につきましては、長生き支援課介護保険担当までお問い合わせください。

# 住宅改修に関するQ&A

事業者等から寄せられた住宅改修に関するQ&A等を抜粋して掲載しています。

## 1 手すりの取付け

Q1 身体状況に合わせて既存の手すりの取り付け位置（高さ等）を変更する場合は支給対象となるか。

A1 身体状況等により位置を変更せざるを得ない場合は、取り外す費用と改めて取り付ける費用が支給対象となります。（単なる老朽化のために新しい手すりに取り換える場合は支給対象外です。）

Q2 手すりの取り付けにより張替えの必要が生じたクロスの費用は支給対象となるか。

A2 手すりの取り付けにより下地補強した部分のクロスは支給対象となりますが、壁全体のクロスは支給対象と認めることはできません。

Q3 LED 照明機能付きの手すりは支給対象となるか。

A3 支給対象となります。ただし、照明機能のための電源、配線等に係る改修は支給対象外となります。

Q4 洗濯物を干すために物干し台のある庭に手すりを取り付ける場合は支給対象となるか。

A4 住宅改修は「日常生活上必要なもの」を対象としますが、洗濯物を干す行為は「日常生活上必要なもの」の範囲にあたると考えられるため、本人の自立支援につながるなどの期待効果が得られる場合は支給対象となります。

## 2 段差の解消

Q5 床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は支給対象となるか。

A5 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。ただし、固定するための取り付け工事を伴うものは住宅改修の支給対象になります。

Q6 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。

- ① 水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更
- ② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事
- ③ ②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

A6 ①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えありません。

**Q7 昇降機、リフト、段差解消機の設置は支給対象となるか。**

**A7** 支給対象と認めることはできません。なおリフトについては「移動用リフト」に該当するものであれば福祉用具貸与の支給対象となります。

**Q8 浴室の改修について、段差の解消や手すりの取り付け等のため、ユニットバスに取り換える場合は支給対象となるか。**

**A8** 浴室の床段差の解消や、浴槽のまたぎの際の段差の解消、床材の変更等のために現在の浴室からユニットバスに変更する場合も支給対象にすることは可能です。この場合見積書には「ユニットバス工事・・・円」といったまとまった工事内訳ではなく、按分等により浴槽・床・壁・天井・扉といった構造部分の工事費用の内訳が分かるようにしてください。  
※介護保険の摘要となる構造部分は、浴槽・床・扉となります。

### 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

**Q9 階段に滑り止め（ノンスリップ）を取り付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は、支給対象となるか。**

**A9** ノンスリップやカーペットを置くだけであれば支給対象にはなりませんが、金具や両面テープ、接着剤等で固定する場合は、支給対象となります。

**Q10 ゴム製の床材を設置することは支給対象となるか。**

**A10** 住宅と一体になるように固定（接着）される場合、支給対象となります。

**Q11 車いす通行のために傷んだ廊下の床材の取替は支給対象となるか。**

**A11** 単に老朽化、科学的な摩耗、消耗が理由の場合、支給対象と認めることはできません。

### 4 引き戸等への扉の取替え

**Q13 玄関口の拡大をする場合は、支給対象となるか。**

**A13** 単に玄関口を広げるための改修は支給対象となりません。（廊下の拡幅も同様。）ただし、玄関の扉を開けやすいものにするために玄関を広げる必要がある場合は付属する工事として支給対象となります。

**Q14 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、戸車の取付や引き戸を取り替える場合は、支給対象となるか。**

**A14** 支給対象となります。ただし、老朽化等による新規に取り替える場合は支給対象となりません。

Q15 右開きの扉を左開きの扉に変更する改修は支給対象となるか。

A15 当該方法が最も被保険者の自立支援に繋がると判断される場合には、支給対象となります。

Q16 被保険者の移動距離を短くするため、既存の壁を壊し新たに扉を設置する場合、支給対象となるか。

A16 改修の対象となる既存の扉が存在しないため、支給対象と認めることはできません。

Q17 枠の中にガラスがはまっている扉について、転倒した場合にガラスの破損により負傷するリスクを回避するためにガラスをアクリルに交換する場合は支給対象となるか。

A17 扉が重いので軽量の材質に変えるなどの理由が特になく、被保険者の自立支援に繋がらないため、支給対象と認めることはできません。

Q18 門扉の取替えは支給対象となるか。

A18 引き戸等への扉の取替として、支給対象となります。

## 5 洋式便器等への便器の取替え

Q19 リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。

- ① 洋式便器をかさ上げする工事。
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
- ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A19 ①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなつたことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由では支給対象となりませんが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えありません。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q20 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。

A20 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。

Q21 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

A21 介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は支給対象外です。

Q22 被保険者の利用実態に適応させるため便器の向きを変える改修は支給対象となるか。

A22 支給対象となります。

Q23 便器の水洗化に伴う付帯工事は支給対象とはならないとされているが、付帯工事として認められている「便器の取替に伴う給排水設備工事」とは何を指すのか。

A23 和式便器を洋式の水洗便器に交換する場合の、排水管の長さや位置を変更することが想定されています。

## 6 その他

Q24 住民票を残したまま親族の家に居住している被保険者について、その親族の住宅の改修は支給対象となるか。

A24 介護被保険者証に記載されている住所の住宅の改修が対象であるため、支給対象と認めることはできません。

Q25 新築住宅について、住宅完成直後に改修を行う場合、支給対象となるか。

A25 新築工事と別契約の改修である場合、支給対象となります。

Q26 月に数回施設から帰宅している被保険者について、その住宅の改修は支給対象となるか。

A26 住宅改修は居宅サービスです。施設入所者の生活の拠点は入所中においては施設であり、外泊時であっても居宅サービスは算定できないと同様に、住宅改修についても支給対象と認めることはできません。(医療機関に入院中の場合も、医療サービスと介護サービスは併用できないため同様です。)

なお退所(または医療機関からの退院)を前提として先行して行う改修は支給対象となります。が、退所(退院)後の申請が前提のため、退所(退院)が見送られた場合は支給対象と認めることはできません。

Q27 要介護(要支援)認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能か。

A27 可能です。ただし、認定結果が「非該当」になった場合は、改修費用は全額自己負担となります。

Q28 賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A28 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えます。ただし、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者

の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。

**Q29** 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

**A29** 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となります。

**Q30** 住宅改修中に被保険者（在宅）が亡くなった場合には、支給対象となるか。また、入院中に退院の見込みがあって改修を行いましたが、容体が急変して入院先で亡くなった場合には、終了していた工事について、支給対象となりますか。

**A30** 在宅で住宅改修中にお亡くなりになった場合には、死亡時に完成している部分までが支給対象となります。また、亡くなった時点で工事は終了していたが、自宅に戻ることなく病院でお亡くなりになった場合には、改修した個所を一度も利用されなかったことになりますので、全額が支給対象外になります。

なお、死亡した場合の事後申請者及び領収書の宛名は被保険者ではなくご家族になります。

**Q31** ① 以前住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えて、新築家屋と住み始めたが、再度住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として支給限度額基準額はリセットになるか。

② 同一敷地内に以前住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築した。その後新築家屋で住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として支給限度額基準額はリセットになりますか。

**A31** ① 建て替えは転居にはなりません。この場合は「転居した場合の例外」にはあたりません。  
② 同一敷地内は転居にはなりません。ただし、土地の分筆をし、枝番が付くなど住居の表示が変わって、住民登録上も転居届出を行った場合には、転居として取り扱うことはできます。

**Q32** 住宅改修の必要な被保険者が2人いる家の場合、介護保険住宅改修費支給限度基準額はどのようになりますか。

**A32** 住宅改修費の支給限度額は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修の支給申請をすることができます。ただし、一つの住宅について、同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請してください。

**Q33** 住宅改修費として、諸経費はどこまで対象となるか。

**A33** 諸経費の範囲がどこまで含まれるかの判断は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくことになります。当町では、書

類作成料、提出代行料、工事を行う作業員の損害保険料等については、諸経費として認めておりません。

なお、諸経費として計上している金額の内訳については、見積書や内訳書において、必ずしも明確にしておく必要はありませんが、利用者から説明を求められた際は、内訳の詳細を明示する必要があります。

**Q34 一度住宅改修の工事を行ったが、その住宅を建て直した場合、限度額の取扱いはどうなるか。**

A34 住宅改修を行った後に転居した場合、限度額はリセットされ、もう一度 20 万円までが給付対象となります。しかし、改築の場合、限度額はリセットされないため、前に行った工事も含めて限度額内の工事費が支給対象となります。

**Q35 利用者負担割合に変更が生じた場合、住宅改修費の負担割合の基準日はいつになるか。**

A35 領収書記載日時点における負担割合を適用することとなります。

※ この住宅改修に関する Q&A は例示でありますので、住宅改修の支給対象かどうか疑問等ある場合には、長生き支援課介護保険担当まで事前にお問い合わせください。